

令和7年度 犬山市障害者自立支援協議会 権利擁護部会 活動報告(令和8年3月6日時点)

◎障害者の権利擁護についての研修会を開催

趣旨:過去の権利擁護部会活動において、障害者差別解消法に則り、当事者への支援や配慮について合意形成ができているのかについて話合われた。一方的な配慮は当事者の権利侵害に当たる可能性もある事を意識する必要がある。
令和4年度以降、障害福祉サービス等報酬改定によって事業所運営規定に「権利擁護・虐待防止」の研修実施を義務化。
→虐待の危険性を高める要因について共有できる場が必要。障害者の権利擁護についての研修会を毎年開催。

【第1回】

今年度は、障害福祉サービス事業「求職者向けPR事業」犬山市障害福祉のおしごと 就職相談・説明会と連携して実施。

事務局より障害種別による障害理解の説明および医療法人桜桂会犬山病院 医療社会事業室 緒方未輝子氏(権利擁護部会長)による講話を行った。

展示ブースには、合理的配慮、成年後見制度(地域の力を支える力に)のリーフレット、イエローリボン、犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例逐条解説等を展示した。

障害児通所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所に加え、これから障害福祉事業所に就職を希望する一般参加者(学生)等も対象とすることで広く普及啓発することができた。

○日 時 令和8年2月21日(土)10:10~10:25

○場 所 犬山市民交流センターフロイデ 204・205会議室

○演 題 障害のある方の人権と権利

○講 師 医療法人桜桂会犬山病院 医療社会事業室 緒方未輝子

精神保健福祉士・社会福祉士キャリアコンサルタント

○対象者 障害児通所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所、一般参加者
その他職員など

○出席人数 一般参加者1名 + 事業所職員8名 + 事業所関係職員5名
+ 行政職員1名
計15名

◀令和8年度▶

法改正を踏まえて、成年後見制度に関する市の体制について協議を実施する

『人権とは?』

人権思想において
人間が人間として 生まれながらに持っていると考えられている
人間としての権利
社会的権利

日本国憲法 国民主権
平和主義
基本的人権の尊重



第13条 すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む
権利を有する。国は、すべての生活部面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に
努めなければならない。

『障害者権利条約』



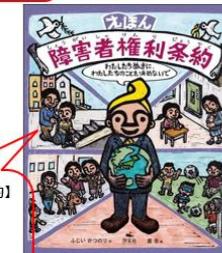
障害者権利条約
Convention on the Rights of Persons with Disabilities

外務省



本パンフレットの制作データ・音声データは、こちら
【制作データ】 https://www.mofa.go.jp/mofag/qa/qa_japan/datas/braille_data/
【制作データ】 https://www.mofa.go.jp/mofag/qa/qa_japan/datas/voice_data/

「私たちのことを、
私たち抜きに決めないで
~Nothing About Us
Without Us~」



【えほん障害者権利条約】
ふじいかつり著

「だれにとっても
わけへだてのない
社会」
「ちがいのなかこそ、
その人らしさがある」